

令和8年4月23日

貨物自動車運送事業者に対する許可の取消処分について

下記事業者において、所在が不明で、当該事業者の代表者と連絡も不能であり、事業の実態がないことが判明し、事業の許可の取消処分に該当するため、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び営業所の名称
事業者の氏名又は名称：タイズ物流 株式会社
営業所の名称：本社営業所（※その他営業所なし）
2. 事業者及び営業所の所在地
事業者の住所：福岡県北九州市八幡西区町上津役東二丁目23番43号
営業所の位置：福岡県北九州市八幡西区町上津役東二丁目23番43号
3. 行政処分年月日
令和8年4月23日
4. 行政処分等の内容
一般貨物自動車運送事業の許可の取消し
5. 違反行為及び違反条項
①事業の無届出休止又は廃止
(貨物自動車運送事業法第32条)
※事業の許可の取消は以下の基準を適用。
「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(抜粋)
 - 6 許可の取消処分
(1) 許可の取消処分は、原則として、次の①から⑩までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。
 - ⑧ 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められる場合
6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
当該行政処分は事業の許可の取消処分であるため、違反点数及び累積点数は生じない。

<問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：友野（とも）、日置（ひおき）

電話 092-472-2529



九州運輸局